

令和２年度 大津市立粟津中学校いじめ防止基本方針

はじめに

生徒が一人の人格として尊重され、夢と希望を持って、健やかに成長してくれることが、学校・家庭・地域を含めたみんなの願いです。そこで、本校では、教育目標に「やさしく、かしこく、たくましく」を掲げ、安心・安全な学校づくり、魅力ある教育実践への挑戦として、「対話」と「協同の学び」を軸とした学校づくりをテーマとして、互いを尊重する集団作りを目指して取り組んでいるところです。

しかし、いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものです。それゆえ、いじめの問題への対応は学校を含め社会全体における最重要課題となっています。

そこで、本校では、いじめ防止に向け、子どもの最善の利益の実現を目指し、「いじめ防止対策推進法」（平成２５年法律第７１号。以下「法」という。）第３条や「大津市子どものいじめの防止に関する条例」（平成２５年４月１日施行。以下「条例」という。）第２条に規定する「基本理念」に則り、市教育委員会をはじめ保護者の方、地域の方々、関係機関と適切に連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止および早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処すべく、次のような基本方針で臨みます。

1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

誰もが、いじめは生徒の尊厳を脅かし、重大な人権侵害であるとの認識を持つとともに、生徒が一人の人格として尊重され、夢と希望を持って、健やかに成長してくれることが、学校・家庭・地域の願いであるとともに、責務でもあります。そのことを踏まえたいじめ防止等のための対策は、生徒が安心して生活し、学習その他の活動に取り組むことができる環境を整え、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければなりません。

また、いじめを受けた生徒については、その声に耳を傾け、生徒の置かれている状況や気持ちを理解しながら、その思いを聴き出すまで関わっていくことが大切です。そして、このことを通して生徒自身の力でいじめを解決できるよう支援していくことも重要であると考えます。

本校では、目指す生徒像として、「やさしい（徳）」・「かしこい（知）」・「たくましい（体）」生徒の育成に向け、全ての教育活動で取り組んでいますが、特に、他を思いやる豊かな心の育成に向け、「命」や「もの」を大切にできる学校風土を作り上げていくことがいじめ防止につながるものと考えます。

① いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも、どこの学校にも、起こりうるものであることを踏まえ、より根本的にいじめの問題を克服するために、全ての生徒を対象とした未然防止の観点が必要です。

本校では、より良い人間関係を構築できるよう育み、いじめを生まない環境をつくるために、教育活動全体を通して、「いじめは決して許されない」、「いじめは卑屈な行為である」ことへの理解を促すとともに道徳心や自尊感情、社会性、人を思いやる心を育みます。加えて、生徒の自主的・自治的な活動を進め、生徒自らがいじめの未然防止に取り組む等、全ての生徒が安心して生活し、学ぶことができる学級・学校づくりを推進します。

については、上記のことに関して、本校では以下のような取組を重点的に進めます。

(1) 子どもの主体的な参画

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	児童会及び生徒会を主体とした活動の推進	<ul style="list-style-type: none">・ 生徒会の目安箱による相談活動の実施。・ 生徒会によるいじめ防止啓発ポスターの作成。
b	学校・学級及び個人のいじめ防止に関する取組目標の設定	<ul style="list-style-type: none">・ 毎週水曜日に、職員と生徒会による朝のあいさつ運動を実施。

(2) 子どもに対する教育・啓発

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	子どもの心を豊かにする教育の推進	<ul style="list-style-type: none">・ 「命」の大切さを学ぶ取り組みとして、道徳の授業公開を実施する。
b	自他ともに認め合う人権教育の推進	<ul style="list-style-type: none">・ 道徳でエンカウンターを学期に一回以上実施していく。
c	いじめ問題にかかる子どもの解決力を育むための教育の推進	<ul style="list-style-type: none">・ スクールカウンセラーによる、心理授業を全学年で実施する。・ わかる授業の取り組みとして学び合い活動を推進する。・ 各教科で公開授業（年3回）・ 授業参観ウィークの設定。（年3回）
d	専門家によるいじめ問題や人権教育等にかかる授業の実施	<ul style="list-style-type: none">・ 専門家によるいじめ問題や人権教育等にかかる授業の実施
e	子どもの存在や意見が大切にされる授業づくり・学級づくりの推進	<ul style="list-style-type: none">・ わかる授業の取り組みとして、学び合い活動を推進する。・ 各教科で公開授業（年3回）・ 授業参観ウィークの設定。（年3回）

f	いじめ防止啓発月間・人権週間における取組	<ul style="list-style-type: none"> ・人権週間に標語を作ってもらおう。（1年は障がい者理解，2年は男女共同参画社会，3年は国際理解） ・生徒会によるいじめ防止啓発ポスターの作成。 ・クラスマネジメントシートを実施し活用する。
g	思いやりの心を育てる異年齢交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・部活動や体育祭などの行事を通して、異年齢との関わりを推進する。
h	ネット上のいじめを含めた情報モラル教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・学活や道德の授業で、情報モラル教育を実施する。

（３）教員に対する研修・支援

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	いじめ対策に関する校内研修の実施及びいじめ対策の取組にかかわる教員体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・4月，8月に全教職員対象にいじめ防止研修を実施する。
b	学校いじめ防止基本方針及び子ども支援コーディネーターの周知	<ul style="list-style-type: none"> ・4月，8月に全教職員対象にいじめ防止研修を実施する。
c	いじめ事案対応にかかわる教員への指導・助言及び組織的支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・学年の生徒指導を中心に、報告・連絡・相談を細やかに行い情報共有をしていく。 ・いじめ対策委員会を素早く実施し、連携を取って対応する。

（４）その他（学校独自の取組）

取組目標
<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの未然防止対策について情報発信し、学校だより、ホームページで公表。 ・生徒会によるいじめ防止啓発活動の実施（あいさつ運動，生徒が悩み事の解決策を考える、粟津・悩み・相談〔ANS〕など）

②いじめの早期発見

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく、また、実態認定が難しいものです。しかしながら、いじめやその疑いを見逃してしまうと、より深刻な状況を招いてしまいます。いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であることから、全ての大人が連携し、生徒のささいな変化に気づく鋭い観察力を高めることが必要です。

そのため、本校では教職員間や学校と保護者との情報共有を緊密にし、生徒の状況をきめ細かに把握するよう努めます。さらに、生徒が安心して相談できるよう、教職員は日頃から、積極的に生徒に声かけするなど、信頼関係を築くとともに、学校として、定期的な調査や教育相談の実施等、いじめを訴えやすい体制や環境を整えます。

については、上記のことに関して、本校では以下のような取組を重点的に進めます。

(1) いじめに関する情報収集

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	いじめに関する定期的なアンケート調査の実施	・善行迷惑調査を6月、10月、1月に実施し、気になる記述をした生徒には、担任を中心に声をかけていく。 ・クラスマネジメントシートを6月と10月に実施する。
b	子ども支援コーディネーターを中心としたいじめの疑いを含めた情報の集約	・放課後に、学年の生徒指導と1日の集約をする。
c	いじめが発生するピーク時の校舎内及び校門等における見守り活動の実施	・日常の点検として、毎朝の下駄箱チェック、毎昼の校内パトロールを実施する。
d	いじめ等の悩みの把握及び教育相談の実施	・教育相談月間の6月、11月、2月に、生徒に事前アンケートをおこない、個別相談を実施する。
e	日頃からの家庭との連携及び情報交換の実施	・気になる生徒への家庭連絡、家庭訪問を充実させる。
f	ネット上のいじめにかかわる保護者との連携強化	・学活や道徳の授業で、情報モラル教育を実施する。 ・家庭でのルール作り、フィルターの設定を案内等で説明し、お願いしていく。

(2) いじめに関する情報共有

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	いじめ事案の情報共有を図るための「いじめ対策委員会」の開催	・週に1回、いじめ対策委員会を開催し、各学年の情報を収集する。また、緊急時には素早く開催し、いじめ事案が解決するまで指導・支援していく。
b	学年及び校種を越えた情報共有の推進	・校支援での掲示板を活用し、他学年と情報を共有していく。

(3) その他（学校独自の取組）

取組目標
生徒会による目安箱の設置（生徒会が主体となって、いじめの早期発見に努める。）

③いじめへの対処

生徒からいじめの相談を受けた段階、あるいは、いじめがあることが確認された段階では、すでに深刻な状況にあることの認識に立つ必要があります。

このため、本校では、いじめがあった場合は勿論のこと、いじめの疑いがある段階で、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保しつつ、「いじめ対策委員会」を開催します。その場で、情報の共有を図るとともに、指導方針を検討し、直ちに対処します。また、家庭や市教育委員会への報告・連絡を行い、緊密な連携を図ります。

ついでには、上記のことに関して、本校では以下のような取組を重点的に進めます。

(1) いじめの対処

No.	行動計画の具体的取組	取組目標
a	組織的にいじめ事案に対処するための「いじめ対策委員会」における対応	・素早く指導支援体制を確立し、正確な情報収集（事実の確認）、生徒への指導・支援をおこなう。また、保護者や関係機関との連携を図る。
b	いじめ事案の解決に向けた対応	・いじめられた生徒、いじめた生徒、周囲の生徒への対応として、いじめに関わったすべての生徒に慎重に対応する。特に、いじめられた生徒へは継続して見守りをしていく。
c	ネット上のいじめへの対応	・大津警察の生活安全課、滋賀県警のサイバー犯罪対策課などと連携をとる。 ・いじめられた生徒の保護者との連携を図る。
d	重大ないじめ事案に関するアンケート調査の実施	・学年や全校単位で、必要に応じて実施し、情報収集する。
e	いじめ事案が生じたときの保護者への情報提供	・家庭訪問など学年を中心に、複数対応を原則に生徒に対応し、保護者と連携する。

2 いじめ対策委員会の設置

本校では、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第22条に規定される組織として「いじめ対策委員会」を常設します。

その役割については、以下のとおりとします。

①役割

- ア) いじめ防止等の取り組みの年間計画を作成する。
- イ) いじめ防止等の取り組みについて、教職員間で共通理解を図る。
- ウ) 生徒や保護者、地域に対し、いじめ防止等の取り組みについての情報発信やいじめに関する意識啓発のための取り組みを行う。
- エ) いじめの疑いや生徒の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う。
- オ) いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有を図り、教職員や関係のある生徒等への事実関係の聴取、生徒に対する支援・指導体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を行う。
- カ) いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う。
- キ) 重大事態に係る調査の母体となり調査を行う。
- ク) P D C Aサイクルに基づき、毎年度、いじめの防止等の取り組みの検証を行うとともに、その結果等を勘案して、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。

② 構成員

(定例およびいじめ事案発生時のいじめ対策委員会:個別事案の対応等)

管理職、生徒指導主事、子ども支援コーディネーター、教育相談主任、学年主任、特別支援学級担任、生徒会担当、養護教諭、該当学年担任、該当学年生活指導担当、スクールカウンセラーとします。

なお、個々の事案に応じて、関係の深い教職員を追加します。

また、事案の性質等、必要に応じて医師、警察官等の関係機関や専門家の参加を得ます。

(拡大いじめ対策委員会:学校のいじめ防止対策全般や基本方針の進捗状況評価などを協議)

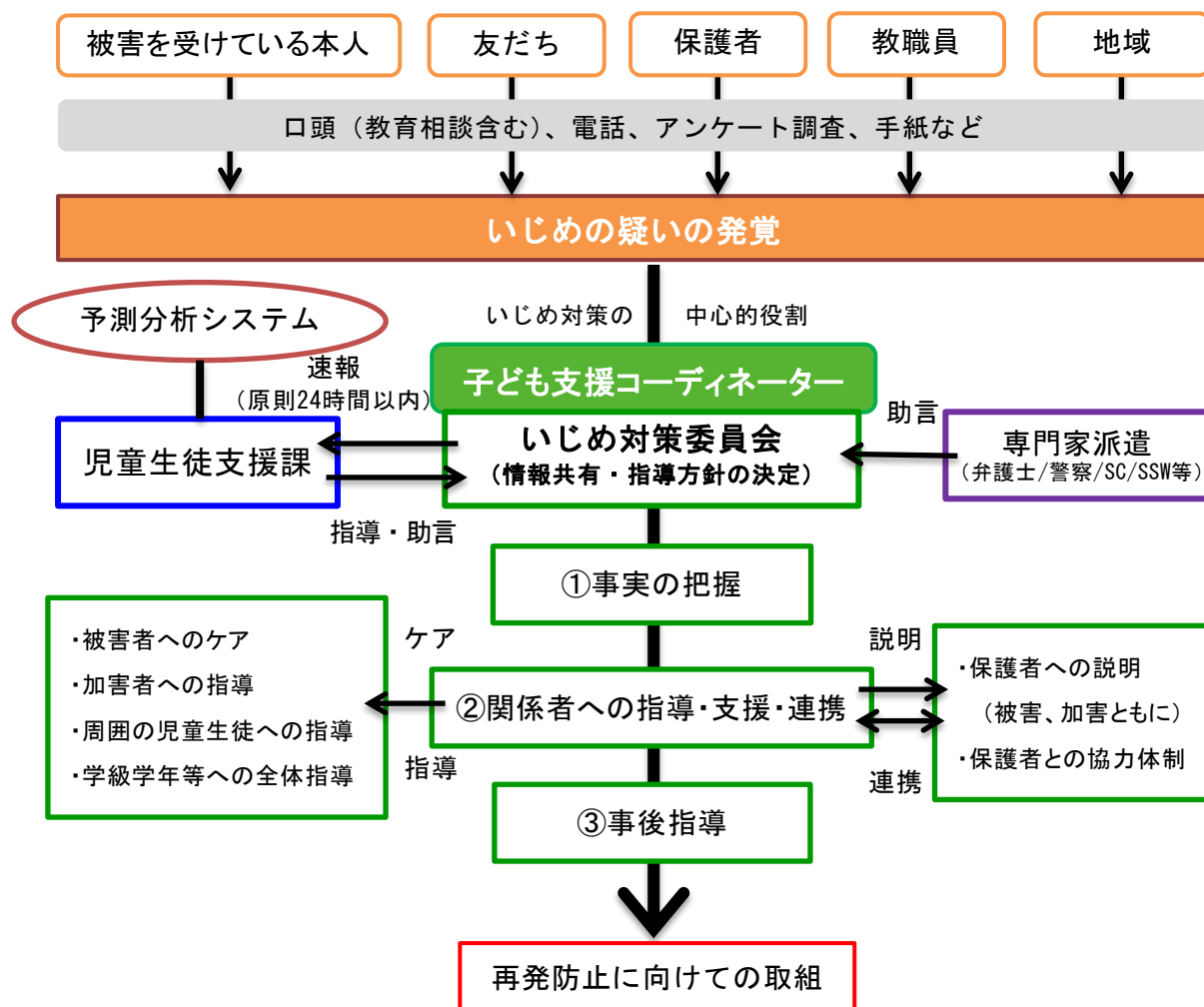
管理職、生徒指導主事、子ども支援コーディネーターなどの学校関係職員のほか自治連合会長、青少年育成学区民会議会長、主任児童委員等の学校関係者とします。

※学校協力者会議とかねて実施

③関係する校内委員会等との連携

いじめ防止等の取り組み実施に当たっては、生徒指導委員会、教育相談部会、人権教育部会等と役割分担し、連携して取り組みます。

④いじめ事案対応フロー図



3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

① 基本方針、年間計画の見直し

具体的施策について、進捗状況を定期的に確認し、年度末に達成状況を自己評価化します。評価に際しては、いじめ防止にどのような効果があったかについて考察し、必要に応じて見直しを検討します。

② 基本方針、年間計画の公開・説明

策定した学校基本方針や年間計画は、学校のホームページなどで公開するとともに、年度当初に子どもや保護者、地域関係者にわかりやすく説明します。

4 いじめ防止等に向けた年間計画

月	活動内容・取り組み	備考
4月	職員会議（生徒理解研修） ①②③ 年間計画の決定・周知	授業参観・懇談会
5月	生徒総会（目安箱設置） ①②	
6月	善行迷惑調査を実施する。①② クラスマネジメントシートを実施する。①② いじめ防止啓発月間 ①④ 教育相談月間（生徒アンケート実施） ② 小中連絡会 ①④ 学び合い活動の推進として、各教科で公開授業の実施 ① 授業参観ウィークの設定 ①	学校公開 校内授業研究会
7月	学校協力者会議（拡大いじめ対策委員会） ④ 保護者懇談会 ④	
8月	いじめ問題に関する校内研修 ①②③④	
9月	部活動や体育祭を通して、異年齢との関わりを推進 ①②	学校公開 文化祭・体育祭
10月	いじめ防止啓発月間 ①④ クラスマネジメントシートを実施する。①② 善行迷惑調査を実施する。①② 専門家によるいじめ問題や人権教育等にかかる授業の実施 ① 情報モラル教育を実施する。①②③ 学び合い活動の推進として、各教科で公開授業の実施 ① 授業参観ウィークの設定 ①	授業公開 校内授業研究会
11月	教育相談月間（生徒アンケート実施） ② 道徳授業公開 ①②	滋賀の教育月間
12月	学校協力者会議（拡大いじめ対策委員会） ④ 保護者懇談会 ④	
1月	学び合い活動の推進として、各教科で公開授業の実施 ① 授業参観ウィークの設定 ① 善行迷惑調査を実施する。①②	授業参観 校内授業研究会
2月	教育相談月間 保護者懇談会（全体会） ④ 小中連絡会 ①④	授業参観・懇談会
3月	学校協力者会議（拡大いじめ対策委員会） ④ 小中連絡会 ①④	
通年	朝のあいさつ運動（生徒会） ① 登校指導（粟津駅周辺） ② 下駄箱チェック ①② いじめ対策委員会 ③ 生徒指導部会 ①② 教育相談部会 ①② 特別支援教育部会 ①②	

※いじめの未然防止に関すること…①

いじめの早期発見に関すること…②

いじめへの対処に関すること…③

いじめ防止に関する家庭・地域・関係機関等との連携に関すること…④